

令和7年度くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、くしろお試しワーキングホリデーへの参加者（以下、参加者という）が居住地及び釧路市間の移動に係る交通費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) くしろお試しワーキングホリデー

釧路市において実施する、短期で働きながらの体験移住を行う事業。

(2) プログラム

くしろお試しワーキングホリデーにより釧路市に滞在する際の14日間の行程。

(3) 参加者

くしろお試しワーキングホリデーにより釧路市に滞在し、かつプログラムを完遂した者。ただし、やむを得ない事情で一部のプログラムに参加できない場合は、その限りではない。

(補助対象者)

第3条 この事業の補助対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、以下の各号を全て満たしている者とする。

(1) くしろお試しワーキングホリデーへの参加者であること。

(2) 居住地及び釧路市間の移動に、公共交通機関を利用すること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員等ではないこと。

(補助金の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、2万5千円を上限に居住地及び釧路市間の移動に係る、最も料金が高額な区間の交通費の全額を対象とする。

2 対象となる経費は補助対象者自身に課される交通費のみであり、補助対象者以外の交通費、運送費等は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、くしろお試しワーキングホリデーのプログラム完了後、くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金交付申請書（様式1）に以下の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 暴力団等の排除に関する宣誓書（様式2）

(2) 補助対象経費となる交通費の領収書等の写し

(3) 補助対象経費となる公共交通機関を利用したことが証明できる書類等の写し

(4) 令和7年度くしろお試しワーキングホリデーの参加決定通知書の写し

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金交付決定通知書（様式3）により、申請者

に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者は、当該年度の3月31日までにくしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金交付請求書(様式4)にくしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金交付決定通知書(様式3)の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、補助金交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、以下の各号に該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項に規定による取り消しは、くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金交付決定取消通知書(様式5)により通知を行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 前条の規定による取り消しの通知を受けた場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を指定し、くしろお試しワーキングホリデー交通費補助事業補助金返還命令書(様式6)により返還を命じるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は釧路市と申請者双方で協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。